



第10回記念 公開プレゼンテーション



平成26年度 山形市コミュニティファンド 公開プレゼンテーション補助 募集要項

事業の趣旨

この補助金事業は『みんなで創る「山形らしさ」が輝くまち』の実現に向け、地域社会が抱える新たな課題解決への取り組みを行う主体として期待されている、市民活動団体の継続的・自発的な活動を促進するために実施するものです。

対象となる活動

市民が地域社会の抱える課題の解決に向けて新たに取り組む活動・事業のうち、その利益の範囲が不特定多数に及ぶもの。

例) ・対象となる場合の例：町内会であっても、町内の枠を越えて広く市民の公益のために行う活動

・対象とならない場合の例：町内会が行う活動で、自らの町内のために行う活動。

※これまでに補助金の交付を受けた事業と同一の事業は対象となりません。

補助額と補助事業の実施期間

- 1団体当たり：上限30万円
- 補助対象事業数 概ね10事業程度を予定しています（補助総額300万円）。
※第10回開催に合わせて補助総額を50万円増額しました。
- 補助事業の実施期間は、平成26年4月1日から平成27年3月13日まで。

対象となる経費

● 補助の対象となる経費は、平成26年4月1日から平成27年3月13日までの期間に支出される経費を対象とします。

● 対象経費について

地域の課題を解決するために、既存の事業から新たな事業活動へチャレンジするプロジェクトを応援するものです。

会議費、旅費交通費、機材・備品の購入費、活動拠点の整備費、印刷製本費、通信運搬費、外部への諸謝金など、活動や事業に直接必要な経費を対象とします。

※スタッフ自らの人件費、飲食費等は補助対象とはなりません。

応募できる団体

次の全ての要件に該当する団体です。

(1) 市民が主体となって、継続的、自発的に地域社会に役立つ活動を行う団体（法人格の有無は問いません）。但し、宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする活動、特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする活動、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある活動を目的とする団体は除きます。

(2) 主たる活動の区域が山形市内にあること。

- (3) 団体の事務を行う場所を山形市内に有すること。
- (4) 定款又は規約等を有し、責任者が明確であり、団体として独立した経理を行っていること。
- (5) 今年度に、山形市コミュニティファンド分野補助が採択されていないこと。

※分野補助で採択された場合、公開プレゼンテーション補助への申込みは自動的に取り消し扱いとなります。

応募期間と応募方法

(1) 応募期間

平成26年4月9日（水）～ 5月9日（金）（※必ずご持参下さい。）

(2) 応募書類（様式）

山形市市民活動支援センターの窓口での配布及び、山形市コミュニティファンドホームページ（<http://www.yamagata-cf.jp>）からダウンロードできます。

(3) 応募方法

・以下の書類を持参ください。5月9日すぎに持参された書類は受理いたしませんのであらかじめご注意下さい。

※可能であれば、電子データを添えてお申し込み下さい。

・郵送やファックス、Eメールでの応募は受理いたしません。

【応募書類】

- ① 公開プレゼンテーション申込書 ② 事業計画書
- ③ 事業のPR及び団体概要書 ④ 収支予算書 ⑤ 事業スケジュールと実施体制

【添付書類】（A4版とします。書式は自由です）

- ① 定款、寄付行為又は規約 ② 最新の役員名簿
- ③ その他（パンフレット・会報などの団体資料がありましたら同封してください）

※高額な備品の購入については、見積書のコピーを添付するとともに、汎用性の高い備品の購入については、事業との必然性や関連性を説明してください。

・応募できる事業数は1団体あたり1事業です。団体名が違う場合でも、代表者や構成員における重複の度合い等により、同一団体と見なす場合があります。

・提出された書類や団体資料等はお返ししませんので、必ずコピーを控えてください。

(4) 応募書類提出先

〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル22階 山形市市民活動支援センター TEL 023-647-2260 FAX 023-647-2261
--

審査方法

下記の選考基準を踏まえ、総合的に勘案して選考します。山形市コミュニティファンド評議委員会による第1次審査を行い、承認された事業が第2次審査に臨み、市民審査員の投票をもとに補助事業を選定します。

(1) 第1次審査

・山形市コミュニティファンド評議委員会にて、応募書類に基づく選考を行います。

・参加にふさわしい事業が一定数（20団体）を超えた場合、より多くの団体に機会を与える観点から、次の団体は優先順位が低くなります。

- ① 公開プレゼンテーションで選考事業に選ばれた実績が多い団体。
- ② 公開プレゼンテーションへの参加実績が多い団体。

(2) 第2次審査

- ・1次審査で選ばれた団体が、事業内容の説明を市民が参加する公開の場で行います（公開プレゼンテーション）。説明後、公募の市民審査員による投票結果をもとに、補助事業を選定し、即日発表します。
 - ・日 時：平成26年7月26日（土）午後1時から午後4時頃まで
 - ・場 所：霞城セントラル3階 保健センター大会議室
- ※なお、プレゼンテーションの詳細については、後日決まり次第お知らせします。

審査基準

以下の基準により、第1次審査及び第2次審査（公開プレゼンテーション）を行います。

- ア 実行可能性 : 実際に実行可能なプランか
- イ 実施効果 : 事業実施による市民への効果はどの程度か
- ウ 先進性 : 山形市にとって先進的な事業か
- エ 継続性・波及効果 : 補助事業後の事業継続が見込まれるか
市民や他の団体等への二次的な効果があるか
- オ 経費の妥当性 : 経費の内容（使途・金額）は妥当なものとなっているか

選考結果と補助金の交付

- 支援事業に選ばれた団体には、後日、交付手続きのための書類をお渡します。
- 補助金は銀行振込により交付します。補助金の交付申請までに、団体名義（任意団体の場合は、団体名を冠した代表者名義）の通帳をご用意下さい。
- 支出関係書類を添えて請求があった場合には、補助金の全額を概算払いにより交付します。補助事業終了後の実績報告を受けて精算いたします。
- 交付の条件、請求の時期及び提出書類については交付対象団体あてにお知らせします。

報告等について

- 対象となる活動が終了してから20日以内、若しくは平成27年3月13日のいずれか早い日までに次の書類を提出していただきます。
①実績報告書 ②事業成果報告書 ③収支決算書
④補助対象経費の支出が分かる帳簿等（領収書）の写し
⑤事業に関連する資料等
- 必要に応じて補助事業の遂行状況や事業の成果について、現地調査を行います。
- 補助事業の中止や適正に実施できない場合、補助金の一部または全額を返還してもらう場合があります。また、実績報告書が提出されない場合も同様の扱いとなります。

情報公開・情報提供

- この事業の「公正性」、「透明性」を確保するため、応募状況、選考結果及び補助事業の成果等については、その都度、Webサイトなどにより公表いたします。
- 交付対象となった団体の応募書類及び報告書等は、山形市企画調整部企画調整課で公開します。
- 交付対象団体においても、活動状況等の積極的な情報提供・開示に努めてください。

《お問合せ及び申込み窓口》

〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル22階
山形市市民活動支援センター

電 話 023-647-2260 FAX 023-647-2261